



JAL 解雇撤回裁判控訴審、不当判決に対する日乗連声明

2010年12月31日、日本航空経営は、当時の日乗連議長、IND委員長、事務局次長そして産別団体である航空連議長、安全会議議長の役職にある乗員を含む81名を解雇した。解雇当時、日本航空は史上最高の営業利益を上げ、更生計画での人員削減目標数を超過達成していた。にもかかわらず、第一審の東京地裁は「解雇を容認する」判決を下した。それに対し、第二審の東京高裁において原告は徹底的な立証を行った。一方日本航空側は「解雇の必要性」について最後まで立証する事はなかった。これらの争点に関し東京高裁は日本航空経営に立証を求めることも無く、6月5日の判決において日本航空側主張を一方的に採用し解雇の必要性を肯定した。

更には、世界標準から逸脱した「高年齢と病気履歴」の解雇基準についても、その根拠を何ら示す事が出来ない被告主張を容認し、原告敗訴の判決を下した。

解雇が強行されて以来、日乗連(日本乗員組合連絡会議:ALPA Japan)は加盟しているIFALPA(International Federation of Air Line Pilots' Associations)と共に、解雇された日本航空の乗員に対し全面的な支援を続けて来た。この三年間、IFALPA 総会と関係委員会において解雇とその後の裁判の進捗状況についての報告が継続的に行われ、その都度「支援声明」が全会一致で確認されている。

2013年10月21~24日、東京においてIFALPAのIND委員会、LEG委員会が開催された。合同会議において、「JAL 解雇問題とILO 勧告」のプレゼンテーションが行われ、それを受けて「TOKYO DECLARATION」を採択、記者会見の実施、更には国土交通省への要請行動を行った。IFALPAは、支援を継続する事を確認すると同時に、同年12月に控えた高等裁判所の結審に向けてIFALPAとしての支援姿勢を社会に示した。

この度の高等裁判所の判決は、原告側から示した多くの事実と証拠を無視し、新たに立証された“労働契約上、労使関係上の審議則違反、不当労働行為の連鎖と集中”に対しても何一つ反論・反証する事が出来なかった日本航空側の主張を追認した。更には、二回に渡って出された労使協議で解決を図る事を一つの骨子とした「ILO 勧告」に対しても、東京高裁は極めて矮小化した判断を下し、本判決は全てに渡り容認できるものではない。

日乗連は、社会正義からみても東京高裁の判決が到底容認できるものではない事を確認し、ここに解雇された日本航空の乗員が勝利するまで全面的な支援を継続する事を宣言する。